

令和2年度病床機能報告において  
非稼働病棟を有する医療機関への対応について

# 国通知に基づく対応について

## 1. 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応

- 県が病床機能報告の結果等から、病床が全て稼働していない病棟※1を有する医療機関を把握した場合、当該医療機関に対し、地域医療構想等調整会議への出席を求める。
- 当該医療機関に対して、以下の説明を求める。
  - ①病棟を稼働していない理由
  - ②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画

※1 病床が全て稼働していない病棟とは、過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟をいう。



調整会議にて報告すべき案件なし